

「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項について

「家畜伝染病予防法第36条第1項第1号の農林水産大臣の指定するもの（指定禁止物）及び同法第37条第1項の農林水産大臣が指定するもの（指定検疫物）から除外する基準等について」（令和8年7月1日付け8消安第1942号）の1に基づき、動物検疫所長が、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として定める具体的事項は別紙のとおりとし、以下により運用する。

1 輸入者の責務

- (1) 輸入者（代理人を含む。以下同じ。）は、輸入しようとする物が別紙の2に掲げる物に該当するか、動物検疫所ウェブサイトに掲載する本通知の最新版により確認を行うこと。
- (2) 輸入者は、輸入しようとする物が別紙の2に掲げる物に該当するか不明な場合は、輸入に先立ち、動物検疫所の確認を受けること。
- (3) 輸入者は、家畜防疫官の求めに応じ、別紙の2に掲げる物に該当することの根拠となる書類等を提示すること。
- (4) 輸入者は、2により家畜防疫官が検査を行う物を輸入した場合は、遅滞なく、輸入した港又は飛行場を管轄する動物検疫所に届け出て、その物につき、家畜防疫官から検査を受けること。

2 家畜防疫官による検査

- (1) 家畜防疫官は、別紙の2の表中、備考欄が「検査要」の物について、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号。以下「法」という。）第40条第1項又は第2項の規定に基づき、検査を行う。
ただし、本要領の規定にかかわらず、備考欄が「動物性加工たん白質」の物については、「動物性加工たん白質の輸入一時停止措置に係る輸入検疫実施要領」（平成17年8月12日付け17消安第2891号）に従い対応する。
- (2) 家畜防疫官は、別紙の2の表中、備考欄が「検査要」又は「動物性加工たん白質」以外の物について、監視伝染病の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるときは、法第40条第2項の規定に基づき、検査を行うことができる。

別紙

1 用語の定義

- (1) 「最終使用形態」とは、輸入の時点において、輸入後そのまま使用できる状態にまで加工されており、かつ目的の用途に供することが外観上も明らかな物をいう。
- (2) 「半製品」とは、製品として完成はしていないが、用途が明確になるまで加工されており、他の用途に転用されるおそれのない物をいう。
- (3) 「部分品」とは、完成品を構成する個々の部品としての加工が完了しており、これらを組み合わせることのみにより最終使用形態となる物であって、他の用途に転用されるおそれのないものをいう。
- (4) 「HS コード」とは、関税定率法別表の輸入統計品目番号のうち6桁までの番号をいう。
- (5) 「ペットフード」とは、愛玩動物の栄養に供することを目的として使用される物をいう。ただし、偶蹄類の動物、馬及び家きん（家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第45条第1号ロに掲げる鳥類に限る。以下同じ。）に供する物を除く。
- (6) 「試験研究その他これに類する用途」とは、試験研究用、医療用、検査用等、研究機関や医療機関など特定の閉鎖された施設で取り扱われる用途をいう。当該用途として国内で市販される場合を含む。
- (7) 「乳等命令」とは、「乳及び乳製品の成分規格等に関する命令」（昭和26年厚生省令第52号）をいう。
- (8) 「乳等として対象とするHSコード」とは、HSコードのうち、第04.01項、第04.02項、第04.03項、第04.04項、第04.05項、第04.06項、第2309.10号、第2309.90号、第3502.20号又は第3502.90号をいう。

2 「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」として動物検疫所長が定める具体的事項

- (1) 指定禁止物又は指定検疫物（以下「指定禁止物等」という。）に由来する物のうち、下表に掲げる基準に該当する物及びこれを加工した物を、「製造工程その他の状況を勘案して監視伝染病の病原体を拡散するおそれがないことが明らかなもの」とし、指定禁止物等以外の物として取り扱う。ただし、以下に該当する物を除く。
 - ア 下表に掲げる基準に該当する物に、指定禁止物等を原料として追加している物
 - イ 監視伝染病の病原体を含む物又は監視伝染病の病原体に汚染されているおそれがある物
- (2) 下表に掲げる分類又は具体例に該当する種類の物であっても、基準に該当しない物については、指定禁止物等として取り扱う。

	分類	基準	具体例	備考
1	医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品	輸入の時点で、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」（昭和35年法律第145号）に基づく承認を得ていること。 (又は) 医療用、獣医療用、薬用又は化粧品用の製品として、生産国において商品として流通していること。	医薬品、動物用医薬品、医薬部外品、化粧品	

2		医療用、薬用又は化粧品用として、最終使用形態となっていること。	ゼラチンカプセル、止血材（コラーゲンスポンジ等）、外科用の縫合材（コラーゲン糸、腸線等）、眼科用コラーゲンシールド、骨補填剤、漢方薬（鹿茸スライス、鹿茸粉、レイヨウ角粉、牛角粉、牛黄（牛の胆のうち中の結石）、牛黄粉、牛胆粉、豚胆粉、じゃこう（ジャコウジカのじゃ香腺から得た抽出物）粉、蜂子粉等）、免疫グロブリン製剤、治療用又は予防用に調整した薬剤、ワクチン、美容液、化粧水、クリーム	
3	容器包装詰め加圧加熱殺菌製品	内容物と容器が十分に接する状態で気密容器に詰められ、密封後に製品の中心部まで加圧加熱殺菌（F0 値3（121.1℃ 3分間加熱したときの加熱効果と同等）以上）して工業的に製造されていること。ただし、製品の水分含量が40%を超える物又は水分活性が0.85以上である物に限る。	缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品、レトルトパウチペットフード、トレー入りレトルト製品	
4		液体を含み、内容物と容器が十分に接する状態で気密容器に充填され、未開封で常温12か月間以上の保存が可能であること。ただし、工業的に製造された物に限る。	缶詰、瓶詰、レトルトパウチ食品、レトルトパウチペットフード、トレー入りレトルト製品	
5	楽器	楽器及びその半製品又は部分品であること。ただし、楽器として使用できるまでに加工（組み立て等を除く。）されている物に限る。	HSコード第92類に分類される物（三味線、三味線の部品（駒、撥、糸巻き等）、ギター、ギターの部品（ナット、サドル等）、ショファル、キハーダ、チャフチャス、太鼓、太鼓用の皮、三味線、三味線用の皮、マレット、ミュート、馬頭琴、弦楽器の弓、弓の弦、弦楽器の弦、スネアドラムの響き線）	
6	工芸品、日用品、服飾品、雑貨	工芸品、日用品、服飾品若しくは雑貨又はこれらの半製品若しくは部分品であること。	HSコード第96類に分類される物（ボタン、ボタンプランク、印章、印材、彫刻、ブラシ、	

			刷毛、筆、羽ぼうき、穂首)、食器、装飾品(イースターエッグ、ファベルジェの卵、プーサンカ等)	
7	標本、剥製	標本若しくは剥製又はこれらの部分品であること。	骨格標本、トロフィー、剥製(仮剥製、フリーズドライ剥製等)、標本	
8	工業用品	工業用品又はその半製品若しくは部分品であること。検査や評価に供するために加工調製されたものを含む。	石鹼、ろうそく、工業用潤滑油、テニスラケットのガット、標準人工汚染布、汚垢布、洗浄工程インジケータ、洗浄評価インジケータ	
9	オsein	骨を酸処理し、脱灰(石灰質を溶出)した物であること。	オsein	動物性加工たん白質
10	リン酸カルシウム	骨を酸処理し、溶出した脱灰液を中和して得られた物であること。	第1～3リン酸カルシウム、過リン酸石灰、重過リン酸石灰	動物性加工たん白質
11	骨炭及びその派生品	炭化した骨又は炭化の過程で得られるタール状の油脂(ジッペル油)であること。	骨炭、ジッペル油	動物性加工たん白質
12	骨灰	灰化した骨であること。	骨灰	動物性加工たん白質
13	骨成分入り食品又はペットフード	一成分として骨成分を含む食品又はペットフードであって、骨の形状が認められず、製品として最終使用形態になっていること。	骨カルシウムを添加した健康食品又はペットフード	動物性加工たん白質
14	エキス	骨、肉、皮等を一時間以上煮沸するか、これと同等以上の湿熱による加熱処理により得られた液汁であること。ただし、ろ過や遠心分離等により目に見える固形物が除去された物に限る。 一時間以上の煮沸と同等と認められる加熱温度・時間の例 115℃2分間、110℃6分間、 105℃19分間、95℃190分間、 90℃600分間、85℃1,898分間	ビーフエキス、ポークエキス、チキンエキス、チキンブロス、スープストック、エキスパウダー	
15		骨、肉、皮等を湿熱で加熱処理して得られた液汁を、ろ過、遠心分離等により目に見える固形物を除去した後、100℃以上で10分間以上又はこれと同等以上の加熱処理を行った物であること。	ビーフエキス、ポークエキス、チキンエキス、チキンブロス、スープストック、エキスパウダー	

		100℃以上で 10 分間以上の加熱処理と同等と認められる加熱温度・時間の例 110℃ 1 分間、105℃ 4 分間、95℃ 32 分間、90℃ 100 分間、85℃ 317 分間		
16	動物性油脂	骨、脂肪、皮等を 100℃以上で 1 時間以上又はこれと同等以上の加熱処理を行い、溶出その他の方法で抽出した油脂及びこれらを圧搾等により分別した油脂であること。 一時間以上の煮沸と同等と認められる加熱温度・時間の例 115℃ 2 分間、110℃ 6 分間、105℃ 19 分間、95℃ 190 分間、90℃ 600 分間、85℃ 1,898 分間	イエローグリース、骨油、骨脂肪、タロー、動物性粉末油脂、ラード油、ラードステアリン	動物性加工たん白質
17		骨、脂肪、皮等を加熱処理し、抽出、圧搾等により分別した後、目に見える固形物を除去し、100℃以上で 10 分間以上又はこれと同等以上の加熱処理を行った油脂であること。 100℃以上で 10 分間以上の加熱処理と同等と認められる加熱温度・時間の例 110℃ 1 分間、105℃ 4 分間、95℃ 32 分間、90℃ 100 分間、85℃ 317 分間	骨油、骨脂肪、タロー、動物性粉末油脂、ラード油、鶏油、ラードステアリン	動物性加工たん白質
18	動物性精製油脂	骨、脂肪、皮等の組織を加熱し、溶出その他の方法で抽出した油脂及びこれらを圧搾等により分別した油脂を脱ガム、脱酸、脱色、脱臭等により精製した物であること。	脂肪酸（リノール酸、ステアリン酸等）、ラード、精製タロー、グリセリン、マーガリン、ショートニング、離型油、ボイル油、酸化油、硫化油、水素添加油脂、潤滑油	動物性加工たん白質
19	ゼラチン、コラーゲン、にかわ	骨等を酸又はアルカリ処理して製造されるコラーゲン、ゼラチン又はにかわであること。 (又は) 骨等を蒸製して分離されたにかわ原液、これに由来するにかわ若しくはにかわかず又はこれを精製して製造されたゼラチンであること。	ゼラチン、コラーゲンペプチド、にかわ、コラーゲン（水溶性コラーゲン、アテロコラーゲン、サクシノイルアテロコラーゲン等）	動物性加工たん白質
20	加水分解たん白質	肉、皮等の組織を酸、アルカリ、酸化剤、還元剤、酵素等により加水分解して得られた蛋白質及びその分解物であること。ただし、未分解の固	ケラチン、シスチン、プラセンタエキス、加水分解たん白質、血液ペプチド	動物性加工たん白質

		形物が残留していない物に限る。		
21	調味料、調味液	加熱処理、加水分解等の処理を加えた肉、臓器、脂肪等を原料の一部として含む食品又はペットフードであって、最終使用形態となっていること。ただし、肉、臓器、脂肪等の固形物が認められないものに限る。	調味料（スープの素、コンソメ等）、調味液、フレーバー、ペットフードのコーティング剤	動物性加工たん白質
22	犬用ガム（ドッグチュー）	皮を十分にアルカリ処理して加工した犬用ガム（裁断、成型する前の物を含む。）であること。	犬用ガム（ドッグチュー）	裁断、成型前の物については検査要
23	革及び革製品	皮又は毛皮をなめし加工した物であること。本なめしの工程中の物を含む。	なめし革（クラストレザー、ウェットホワイト、ウェットブルー、シャモア革等）、なめし済みの毛皮、革製品（鞆、財布等）、毛皮製品（帽子、ストール、マフラー、敷物等）、パテントレザー、コンポジションレザー、衣類	動物性加工たん白質
24	工業洗浄羊毛	洗剤を用いた洗浄、すすぎ及び熱風乾燥した羊毛であること。	HS コードが第 5101.21 号又は第 5101.29 号に分類される物（スカードウール）	
25	化炭処理羊毛	無機酸又は酸性塩溶液中に浸漬し、化学的に植物夾雑物を除去した羊毛であること。	HS コード第 5101.30 号に分類される物（カーボナイズドウール）	
26	ウールグリース	羊毛の工業洗浄過程で回収されるウールグリース及びその派生物であること。	ウールグリース、ウールグリース精製物（ラノリン、ウールアルコール、ビタミンD3、ウールグリースオレイン、ウールグリースステアリン）	動物性加工たん白質
27	毛製品	毛を染色、漂白、カーディング又はコーミングした物であること。	染色毛、毛糸、糸、フェルト、衣類、カーデッドウール、スラッピング、スライバー、コムドウール、ウールトップ、カーデッドカシミヤ、カーデッドモヘア等のカーデッド獣毛、カシミヤトップ、モヘアトップ、アルパカトップ等の獣毛のトップ	

28	羽毛製品	<p>羽毛を染色又は漂白した物であること。</p> <p>(又は)</p> <p>羽毛を加工した最終使用形態の製品であること。</p>	<p>染色羽根、衣類や装飾品用の羽根、毛針用の羽根、羽根布団等の寝具、ダウンジャケット等の衣類、オーナメント等の装飾品、羽飾り、矢、バドミントンのシャトル、毛針</p>	
29	ドライペットフード	<p>原料を加熱混合しエクストルーダーで発泡成形した後、熱風乾燥工程を経て製造された物であること。ただし、原料が視認できない物であって硬質な粒状の物に限る。</p>	ドライペットフード	動物性加工たん白質
30	愛玩動物、実験動物又は展示動物用飼料	<p>原料を加熱混合後、成型装置で加圧加熱成型した物又はこれを粉碎した物であること。ただし、加工の工程で、湿熱により少なくとも 100℃ 1 時間以上又はこれと同等以上の加熱処理がされ、原料が視認できない物であって、偶蹄類の動物、馬及び家きんを除く愛玩用、実験用又は展示用の動物に供する物として最終使用形態となっているものに限る。</p>	<p>愛玩鳥類用ペレット飼料、エキゾチックアニマル用ペレット飼料、げっ歯類用ペレット飼料、動物園動物用ペレット飼料</p>	動物性加工たん白質
31	即席食品の具	<p>カップ入り即席食品（鍋等での加熱調理工程を経ず、カップに湯を加えることで完成するものに限る）として最終使用形態となっている物に含まれる具であって、乾燥している物であること。ただし、工業的に製造された物に限る。</p> <p>(又は)</p> <p>袋入り即席食品（鍋等での加熱調理工程を経ず、器に移して湯を加えることで完成するものに限る）として最終使用形態となっている物に含まれる具であって、乾燥している物であること。ただし、工業的に製造された物に限る。</p>	<p>カップ麺、カップ焼きそば、カップパスタ</p>	
32	分画精製物	<p>以下のいずれかの方法により分画又は精製した物であること。ただし、試験研究その他これに類する用途に用いる物に限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加熱分画法 ・硫酸アンモニウム沈殿（分画）法 ・低温有機溶媒処理（コーン分画）法 ・アフィニティクロマトグラフィー法 ・イオン交換クロマトグラフィー法 ・クロマトフォーカシング法 ・疎水性相互作用クロマトグラフィー 	<p>精製抗体（免疫グロブリン）、精製ヘパリン、精製フェツイン、精製セファリン、精製トロポミオシン、血清アルブミン（BSA）、精製リゾチーム、精製アビジン、精製卵黄抗体、精製核酸、精製尿中たん白質</p>	

		<p>一法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゲルろ過クロマトグラフィー法 ・電気泳動法 ・ネガティブセレクション法 		
33	酵素、ホルモン、胆汁酸	臓器等から抽出精製された酵素、ホルモン又は胆汁酸であること。	レンネット、トリプシン、ペプシン、パンクレアチン、カタラーゼ、リパーゼ、精製ホルモン、精製酵素、胆汁酸	
34	培地、検査試薬	検査用品又は試薬製品であって、肉等の固形物を含まず、最終使用形態となっていること。	培地基剤、培地添加剤、検査試薬、細胞培養キット	
35	試験研究用品	血液又は血液の分画物若しくは肉、臓器等に由来する成分を構成成分の一部として含む試験研究その他これに類する用途に用いる検査用品又は試薬製品であって、最終使用形態となっていること。	血液添加培地、血液寒天培地、細胞培養キット、生体材料採取カードに添加された肉又は臓器の抽出物、生体材料採取カードに添加された血液又はその分画物	
36	検査診断キット	検査診断キットとして、最終使用形態となっていること。	検査診断キット（標準血清や抗血清を含む検査診断キットとして完成している物等）	監視伝染病の検査や診断に用いる物は検査要
37	検査診断製品	研究機関や医療機関など特定の閉鎖された施設内での特定の検査や診断に用いることが明らかになるまで加工又は調製された物であって、右欄に掲げるものであること。製品として最終使用形態となっていること。	試験研究に用いるための細胞に添加された脳由来抽出物、試験研究に用いるための細胞に添加された血清、抗体を含む血清（免疫血清（抗血清）、抗体が添加された血清）、補体を含む血清（補体血清、補体が添加された血清）、指示陽性血清、生化学検査等に用いる校正用標準血清	監視伝染病の検査や診断に用いる物は検査要
38	固定組織、プレパラート	アルデヒド類やアルコール類で組成される固定液中で固定した組織又はプレパラートであること。	固定組織（胎児等個体全体を固定したものを含む）、パラフィンブロック、プレパラート、含浸標本（プラスチックネーション標本）、スタンプ標本	
39	不活化血液、血清	以下のいずれかの方法により処理した血液又はその分画物であること。ただし、試験研究その他これに類す	ホルマリン加血液／血清、βプロピオラクトン加血液／血清、グル	

		る用途に供する物に限る。 ・一時間以上の煮沸 ・薬剤（ホルマリン、βプロピオラクトン又はグルタルアルデヒドに限る。）の添加	タルアルデヒド加血液／血清、固定全血、固定血球、陽性検体パネル	
40	株化細胞	試験研究その他これに類する用途に用いる株化細胞（培養細胞を継代する過程で不死化した細胞）であること。	株化細胞（不死化細胞（immortalized cells））	
41	加熱又はアルカリ処理による変性卵	加熱又はアルカリ処理することにより、完全に卵蛋白質が凝固変性している卵であること。ただし、卵白又は卵黄以外の組織を含む物（バロット等）を除く。	固ゆで卵、燻製卵、皮蛋、松花蛋、彩蛋、卵焼き、オムレツ、ロングエッグ、タマゴサンド、ケーキ、菓子	
42	卵入り食品及びペットフード	卵を主原料（原料に占める重量の割合が最も高いもの）としない食品又はペットフードであること。	生地、卵麺、アイスクリーム、カスタードクリーム、調味料（マヨネーズ、ドレッシング、ソース等）、卵たん白質入りペットフード	
43	卵黄抽出物	卵黄から以下のいずれかの方法により抽出した油分であること。 ・加熱濃縮及び圧搾 ・有機溶媒の添加	卵黄油、レシチン	
44	加熱粉卵	噴霧乾燥製法により製造した粉卵であること。	スプレードライ粉卵（全卵粉、卵黄粉、卵白粉）	動物性加工たん白質
45	加熱卵殻（膜）	卵殻又は卵殻膜を洗浄、乾燥後に粉砕し、以下のいずれかにより加熱処理されている卵殻（膜）であること。 ・51.7℃73.2時間、54.4℃50.4時間、67℃20時間の加熱処理 ・100℃以上の加熱処理	卵殻粉、卵殻膜粉、炭酸カルシウム、卵殻カルシウム	動物性加工たん白質
46	卵殻入り製品	卵殻を原料の一部として含む製品であって、製品として最終使用形態になっていること。	卵殻カルシウムを添加した健康食品又はペットフード	
47	乳のうち常温保存可能品	乳等命令で定める常温保存可能品に該当する物であること。	常温保存可能品（LL牛乳等）	
48	無糖練乳	乳等命令で定める無糖練乳又は無糖脱脂練乳に該当する物であること。	無糖練乳、無糖脱脂練乳、エバミルク	
49	発酵乳、乳酸菌飲料	乳等命令で定める発酵乳又は乳酸菌飲料に該当する物であること。	発酵乳（ヨーグルト）、乳酸菌飲料	

50	バターオイル	乳等命令で定めるバターオイルに該当する物であること。	バターオイル、ギー	
51	プロセスチーズ	HS コード第 04.06 項のうちプロセスチーズであること。	プロセスチーズ	
52	乳を原料とする分画精製物	生乳又は乳等を分画精製した物であること。	α-ラクトアルブミン	
53	乳入りのペットフード又は飼料	原料（添加した水は原料として換算しない。）の重量に占める生乳及び乳製品の割合が 50%未満であり、かつ常温保存可能なペットフード又は飼料であること。ただし、偶蹄類の動物に与えるものを除く。	ドライペットフード、乳製品を少量使用したペットフードのうち常温保存可能なもの	
54	乳を成分に含有する物のうち、対象の HS コードに該当しないもの	乳を成分に含有する物のうち、乳等として対象とする HS コードに分類されない物であること。		
55	10kg 以下の乳製品	乳等として対象とする HS コードに分類される物のうち、販売又は営業上使用することを目的としていない物であって、10kg 以下のもの。ただし、飼料用のものを除く。		
56	きのこの菌床	糞等を発酵させて堆肥とした物に、きのこ類の菌糸を接種した菌床であって、最終使用形態となっていること。	マッシュルーム栽培用菌床（培地）	検査要
57	炭、灰又は溶成物	指定禁止物等を炭化、灰化又は溶成した物であること。ただし、骨炭又は骨灰を除く。	鶏糞灰、炭化鶏糞、炭化豚糞、溶成肥料	
58	蜜蜂由来の分泌物	蜜蜂の体内で分泌、産生される分泌物又はそれを主成分として形成される物であること。	蜂蜜、巣蜜、蜜ろう、ロイヤルゼリー、プロポリス	
59	バガス	製糖用の植物の茎葉から糖液を搾汁した後に得られる繊維状の副産物であること。	発酵バガス、バガス	
60	植物の茎葉を原料とするペレット	植物の茎葉を細切又は粉碎し成型装置で加圧加熱成型した硬質なペレットであること。ただし、加工の工程で、湿熱で 80℃10 分間又はこれと同等以上の加熱処理がされたものに限る。 80℃10 分間の加熱処理と同等と認められる加熱温度・時間の例 85℃ 4 分間、90℃ 1 分間	アルファルファペレット、ソルガムペレット、チモシーペレット	